

平成 29 年 8 月 29 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様  
兵庫県環境影響評価審査会長 服部 保様

神戸公害患者と家族の会  
西淀川公害患者と家族の会  
公益財団法人 公害地域再生センター（あおぞら財団）  
特定非営利活動法人 地球環境市民会議（CASA）  
特定非営利活動法人 気候ネットワーク  
神鋼石炭火力公害問題灘区連絡会  
石炭火力発電所問題を考える市民ネットワーク  
ひょうごエコクラブ

**環境影響評価審査会 神鋼神戸製鉄所火力発電所部会**  
**（部会長＝西村多嘉子・大阪商業大名誉教授）の公開及び委員構成について（要請）**

標記のことについては 8 月 1 日付け「神戸製鉄所火力発電所環境影響評価準備書に対する兵庫県知事意見作成にあたって（要請）」（別紙抜粋）でその環境影響評価審査会（以下審査会という）における審査を公開の場で行うよう要請したところです。

しかし、8 月 4 日の審査会は、傍聴者の出席のもと公開で開催されましたが、8 月 25 日の審査会神鋼神戸製鉄所火力発電所部会（以下部会という）が、非公開で開催されたことは全く残念と言わざるを得ません。

私たちがさきの要請書で要請した審査会の公開の場での開催は、当然、かかる部会の場での公開の審査をも要請するものであり、かかる部会における非公開の措置は、“情報公開による市民参加”という環境影響評価制度の趣旨に反するものでかつ“審査の透明性の確保”の観点から、全く納得できず、密室審査の誹りを受けることは必須です。

については、貴職により非公開の理由を明らかにするとともに、今後の部会の開催にあたっては、今般の神戸製鋼所の計画の重大性に鑑み、貴県が定めた「附属機関等の設置及び運営指針」（4）会議の公開等にある“公開に努めるものとする”の趣旨に沿うとともに、併せて神戸市の審査会では公開において進められていることに留意し、「公開」とするよう強く要請します。

また、部会委員構成についてですが、さきの私たちの要請で、当該計画が「石炭火力発電であることの特異性に配慮し、環境影響について多岐及び広範にわたることから、適切な専門家の知見を得るため、従前の審査会委員構成に加え、健康影響及び温暖化対策並びに環境法学の専門家の参加」を要請しましたが、今回部会構成にあたっては、かかる専門家の参加がみられません。こうした専門家の参加がないなかでの審査会審査は、県民の納得いく、信頼得る結果を示しうるのか疑問と言わざるを得ません。今からでもこうした分野の専門家の参加を求め、その知見を尊重するよう要請します。

(参考)

附属機関等の設置及び運営指針（抜粋）

4 附属機関等の運営

(4) 会議の公開等

ア 会議の公開

- (ア) 附属機関等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開に努めるものとする。
- a 情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号）第 6 条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
  - b 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- (イ) 会議を開催する場合は、事前に県民が、その開催日時、開催場所等を知ることができるよう十分な周知を行うものとする。

# 別紙

平成 29 年 8 月 1 日 提出

「神戸製鉄所火力発電所環境影響評価準備書に対する兵庫県知事意見作成にあたって  
(要請)」(抜粋)

### 3. 県審査会答申・知事意見の形成にあたって

#### (1) 審査会における審査、意見、とりまとめにあたって

環境影響評価審査会の開催にあたっては、公開の場で開催していただくようお願いいたします。また、参加を求める市民ができるかぎり出席できるよう開催日時の設定に配慮し、会場のキャパシティの確保についてもご留意いただきたいと思います。

#### (2) 審査会における健康影響、温暖化対策の専門家等の参加

審査会の審査にあたっては、当該発電所が石炭火力発電であることの特殊性に配慮し、環境影響について多岐及び広範にわたることから、適切な専門家の知見を得るため、従前の審査会委員に構成に加え、健康影響及び温暖化対策並びに環境法学の専門家の参加を求めていただくようお願いいたします。

#### (3) 住民意見の反映

審査会の審査にあたっては、提出された住民意見について、内容、趣旨等十分な配慮を行い、可能な限り、意見のとりまとめに反映させていただきたいと思います。